

# 東村山市地域防災計画修正の概要

平成 27 年 4 月

## 1. 修正の目的等

現行の東村山市地域防災計画（以下「市計画」という。）は、平成 24 年 3 月に修正しました。

その後、国においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害対策基本法（以下「基本法」という。）をはじめとする多くの防災関係法令が改正されたほか、防災基本計画の修正、防災関連指針の改訂なども行われました。

また、東京都においても、帰宅困難者対策条例が定められたほか、地震被害想定の見直し、東京都地域防災計画（以下「都計画」という。）の修正及び防災関連指針の改訂などが行われました。

本市においても、小中学校の耐震化、災害時要援護者避難支援プランや避難所運営ガイドラインの策定、避難所運営連絡会の設置等を行い、防災力の強化を図ってきました。

これらの法改正や調査結果等に対応し、また様々な防災への取組を推進するため、市計画の修正を行いました。

## 2. 主な修正点

### ◎ 地区防災計画の普及等

基本法の改正（平成 25 年 5 月）により、市民等が居住地区内の防災活動等を定めた地区防災計画を提案した場合、防災会議において判断して地域防災計画に位置づけることが可能となりました。

このため、市民等へ地区防災計画の目的や事例等を周知し、市民等から地区防災計画が提案された場合の手続き等を明記しました。

### ◎ 被害想定、減災目標の見直し

東京都の首都直下地震被害想定の見直し（平成 24 年 4 月）により、本市で最大被害となる多摩直下地震（マグニチュード 7.3）の場合、建物の全壊が約 800 棟増加（462 棟→1,275 棟）、焼失が約 2,600 棟増加（22 棟→2,658 棟）、死者が約 80 人増加（22 人→104 人）、負傷者が約 400 人増加（789 人→1,187 人）、避難生活者が約 1 万人増加（13,600 人→23,500 人）と予測されました。

このため、現行の減災目標である死者・負傷者の半減、避難者の 3 割減はそのままとしつつも、今回見直された想定被害量の軽減に有効な対策を追加しました。

## ◎ 大規模建築物の耐震化促進

---

耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月）により、病院、店舗等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する方が利用する建築物で大規模なもの、また、緊急輸送道路に面した一定の高さ以上の建築物、防災拠点となる建築物については、耐震診断とその報告が義務付けられました。

このため、「東村山市耐震改修促進計画（平成 20 年 10 月）」の修正を考慮しつつ、これらの建築物の耐震化を促進することを追加しました。

## ◎ 男女共同参画の促進

---

内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成 25 年 5 月）がにより、防災計画の検討、自主防災組織や避難所運営組織の運用等において女性の参画割合を高め、主体的な担い手として女性を位置づけるよう求められました。

このため、自主防災組織リーダーや避難所運営連絡会役員等へ女性の参画を促進することを追加しました。

## ◎ 災害教訓の伝承

---

基本法の改正（平成 24 年 4 月）により、住民等の責務に過去の災害教訓の伝承が追加されたほか、防災関係機関は防災教育に努めることが追加されました。

このため、市民の基本的役割に過去の災害教訓の伝承を追加するとともに、伝承活動を促進するための市や防災関係機関の措置を追加しました。

## ◎ 災害時要援護者避難支援体制の強化

---

基本法の改正により、災害時要援護者のうち特に支援が必要な高齢者、障害者等については平時から名簿を作成し、また、消防、警察、福祉関係者、自主防災組織等へ提供して避難支援おくこととされました。

このため、既に運用している「東村山市災害時要援護者支援全体計画（平成 24 年 3 月）」の実態等を考慮しつつ、避難行動要支援者名簿を適切に作成・活用するための措置を追加しました。

## ◎ 緊急避難場所・避難所の指定

---

基本法の改正により、各種異常現象から安全を確保できる場所は「指定緊急避難場所」、避難生活を送る施設は「指定避難所」と定義され、基本法が定める基準により市が指定することとなりました。

このため、本市が現在指定している「広域避難場所」、「避難所」、「二次避難所」、「一時集合場所」について基本法の基準による適性を確認して指定を見直したほか、市民等への普及策等を追加しました。

## ◎ 広域一時滞在【新設】

---

基本法の改正により、大規模災害により被災市民の居住場所を市内に確保できない場合は、都内他市町村長への受入協議を求め、又は都外への避難が必要な場合は知事に受入協議を求めることとなりました。また、他市町村長又は知事から本市への受入協議が求められた場合は、原則として一時滞在用施設を確保して、被災地の市民を受け入れることが規定されました。

このため、知事や他市町村との受入協議の手続きや、一時滞在用施設の確保措置を追加しました。

## ◎ 避難所運営体制・生活環境の充実

---

基本法の改正及び都計画の修正等により、避難所運営にあたっては、災害時要援護者、女性、食物アレルギー等にも配慮することが規定されました。また、市では、避難所運営連絡会を設置し、市の避難所運営ガイドラインによる避難所ごとの運営マニュアルづくりを促進しています。

これらを踏まえ、避難所運営連絡会やマニュアルづくりを計画的に推進するとしたほか、女性や食物アレルギーへの配慮事項を追加しました。

## ◎ 在宅避難者等への対応【新設】

---

基本法の改正により、市は、避難所に滞在できない被災者に対しても、避難所滞在者と同様の支援に努めることが規定されました。

このため、市と自治会等が連携し、在宅避難者の所在確認、食料供給や保健サービス等を実施することを追加しました。

## ◎ 災害医療体制の強化

---

都計画の修正により、災害医療コーディネータの配置による初動医療体制の連携強化、都内すべての病院を災害病院に位置付けた医療基盤の強化が図られることとなりました。

本市においても、地域災害医療コーディネータを中心として北多摩北部での広域連携体制を確保するとともに、市・医師会・歯科医師会・薬剤師会で組織する東村山市災害医療連絡会により医療救護体制の強化を図ることを追加しました。

## ◎ 帰宅困難者対策の充実

---

東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月）及び東京都帰宅困難者対策実施計画（平成 24 年 11 月）により、一斉帰宅を抑制するための事業者や交通機関等の責務や東京都による各種支援策等が規定されました。

このため、市内の学校や事業者等に、通勤・通学者等を一定期間留め置くための備蓄品、連絡手段の確保等の促進策、交通機関や民間企業と連携した情報提供体制や一時滞在用施設の拡充策等を追加しました。

## ◎ 避難所、備蓄等の強化

---

東京都の地震被害想定の見直しにより、想定多摩直下地震（マグニチュード 7.3）による予測避難数が約 1 万人増加（約 13,600 人→23,500 人）しました。

このため、避難所の追加、食料備蓄や防災倉庫の増設について計画的に整備する措置を追加しました。

## ◎ 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供【新設】

---

基本法の改正により、市は市民の被災状況や援護措置の実施状況等を記載した被災者台帳を作成し、被災者支援に必要な限度で台帳の利用及び提供ができることとなりました。また、被災者の家族等から安否照会があった場合には、被災者の利益に配慮しつつ適切に回答できることとなりました。

このため、被災者台帳の作成及び各種援護措置への利活用並びに市民等の安否情報の整理及び照会等への対応を円滑かつ的確に実施するための措置を追加しました。

## ◎ 大規模災害からの復興

---

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月）により、特定の大規模災害発生時には国が復興基本方針を定め、また、基本方針に即した復興計画を市が定めた場合には、復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置が適用されることとなりました。

このため、特定大規模災害が発生した場合における市の復興計画の策定及び復興事業にかかる手続き等を追加しました。

## ◎ 特別警報発表時の対応

---

気象業務法の改正（平成 25 年 5 月）により特別警報が新設され、特別警報が発表された場合には、速やかに住民等に伝達することとなりました。

このため、特別警報の発表基準等を考慮して速やかに市民等に特別警報を伝達する手段等を明記するとともに、市職員の配備基準等に特別警報を追加しました。

## ◎ 原子力災害対策【新設】

---

市内は原子力事業所の事故災害に対する重点区域は含まれませんが、東日本大震災での対応事例や、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を考慮し、状況に応じてモニタリング、飲食物の摂取制限、風評被害対策等を行うことを追加しました。